

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等は除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和5年度 福祉施設・事業所における
業務継続計画（BCP）策定支援基礎研修会の開催について（依頼）

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、別紙のとおり研修会を開催しますので、お知らせします。

令和6年4月から全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等が義務化となります。令和5年8月10日付け障第682号で通知しました令和5年度指定障害福祉サービス事業者等分野別集団指導（令和6年4月に義務化される事項について）においても、業務継続計画の策定方法等を紹介しておりますが、研修会もご活用いただきご対応ください。

なお、お問合わせは別紙案内文書に記載の担当までお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		